

大正九年六月

大正八年
六月
學校衛生主事會議錄

文部省普通學務局



始



276-217

凡例

本書は^{大正八年}六月學校衛生主事會議速記録により議事の要領を

摘録したるものにして學校衛生上参考に資する爲め上梓せ
るものなり、各府縣學校衛生狀況報告は之を省略せり

大正九年六月

文部省普通學務局

大正
9. 11. 17
内交

目次

第一概況	一頁—一〇頁
一、日 程	二頁
二、出 席 員	二頁
三、諮 問 事 項	四頁
四、協 議 事 項	四頁
五、會 議 經 過	六頁
六、文 部 大 臣 訓 示	七頁
七、普 通 學 務 局 長 指 示	一〇頁
第二 協 議	一六頁—六〇頁
一、諮 問 事 項 討 議	一六頁
二、協 議 事 項 討 議	二七頁

大正八年六月學校衛生主事會議錄

第一概況

道廳 府縣 學校衛生主事會議日程(會場 文部省修文館)

議長(普通學務局長) 赤司鷹一郎

六月九日(月曜日)午前十時開會

文部大臣訓示

諮問事項討議

同十日(火曜日)午前九時開會(以下毎日同様)

地方學校衛生狀況報告

同十一日(水曜日)

協議事項討議

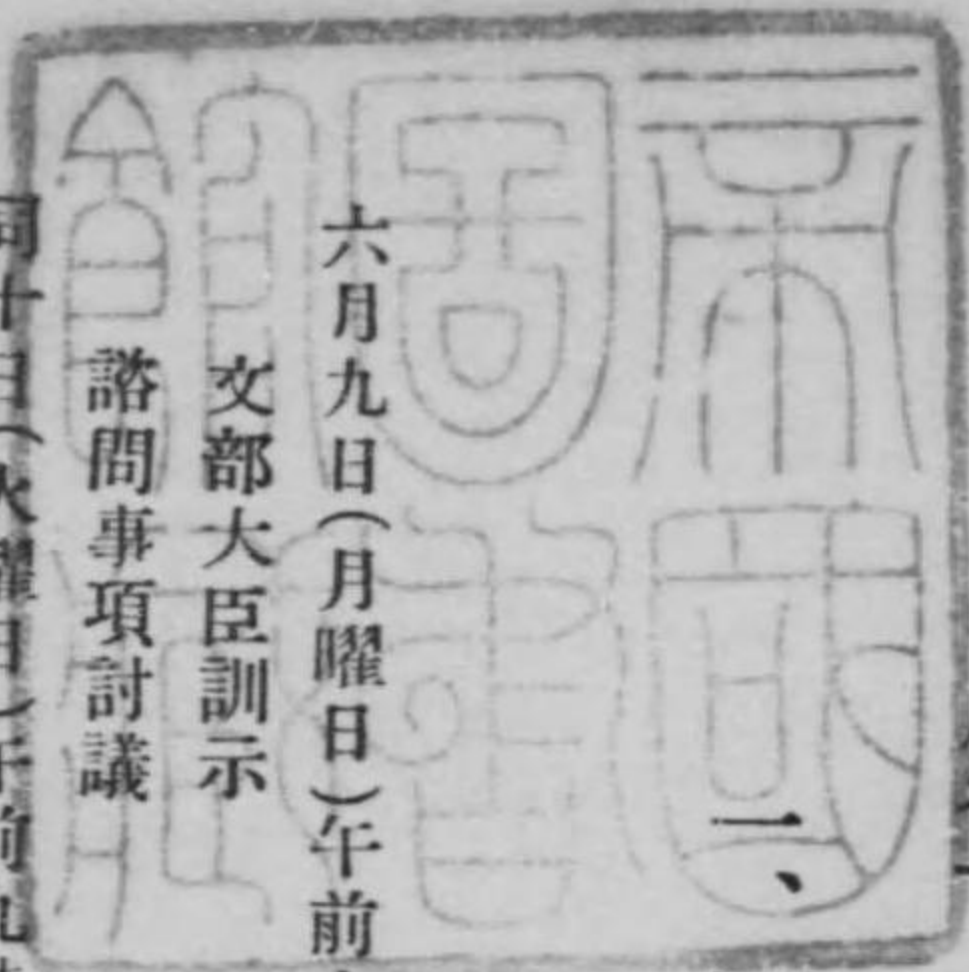
同十二日(木曜日)

協議事項討議

閉會

以上

第一概況



二、道廳 府縣 學校衛生主事會議出席員席次

席次	官職	氏名
一	東京府學校衛生主事	輕部修一
二	京都府學校衛生主事	渡邊豐次
三	神奈川縣學校衛生主事	西龜三圭
四	兵庫縣學校衛生主事	衣斐賢治
五	埼玉縣警察醫	勅使河原文
六	茨城縣學校衛生技師	北條光九
七	栃木縣學校衛生主事	百瀬祐吉
八	奈良縣學校衛生主事	北村滋次郎
九	三重縣技師	朝岡龍太郎
一〇	愛知縣學校衛生主事	周防正季
一一	靜岡縣學校衛生主事	高木乙熊
一二	山梨縣技師	田中富平
一三	岐阜縣學校衛生主事	大西永次郎
一四	長野縣學校衛生主事	延西川
一五	宮城縣學校衛生主事	葛西
一六	福島縣學校衛生主事	巽
一七	青森縣技師	淺海修藏

第一概況

一八	山形縣學校衛生主事	井子出
一九	秋田縣學校衛生主事	眞勝
二〇	福井縣學校衛生主事	小寺彌彦
二一	石川縣學校衛生主事	吉見通
二二	富山縣學校衛生主事	山崎太一
二三	鳥取縣學校衛生主事	石原貞巖
二四	島根縣技師	野呂真承
二五	岡山縣學校衛生主事	進藤斧吉
二六	廣島縣教育衛生主事	中條銳一
二七	山口縣學校衛生主事	山內豐年
二八	和歌山縣學校衛生主事	手塚享二郎
二九	德島縣學校衛生醫	加藤一二
三〇	香川縣學校衛生主事	白井村光
三一	愛媛縣學校衛生主事	木村龜
三二	高知縣學校衛生主事	國友龜
三三	福岡縣學校衛生主事	平山茂
三四	大分縣學校衛生主事	山崎祐
三五	佐賀縣學校衛生主事	鮫島正
三六	熊本縣學校衛生主事	森澤重
三七	鹿兒島縣學校衛生醫	永山重
三八	大阪府技師	皆吉

三、諮問事項

- 一、學校教員と學校醫との聯絡方法如何
- 二、身體檢査成績の利用法如何

以上

四、府縣提出協議事項

- 一、學校醫をして一層活動せしむる方法如何(石川)
- 二、學校醫の地位を高め且其の手當に關し主務省に於て一定の標準を高められたきこと(香川)
- 三、明治三十一年一月勅令第二號第一條第二項を左の通改正されたきこと
交通不便なる土地にして相當の醫師を得難き場合は地方長官の認可を受け當分の内學校醫を置かざることを得(山口)
- 四、小學校兒童に擊劍柔道を課せる學校ありや若しありとすれば其の程度竝に實況如何(山口)
- 五、地方に於て體育に關する研究調査機關の設置せられたるものあらば其の組織竝に内容等に就き承りたし(香川)
- 六、開業醫を郡學校衛生主事に囑託せるものあらば其の手當及執務狀況如何(岡山)
- 七、兒童生徒に衛生思想を普及する適切なる方法如何(山口)
- 八、小學校教員に今一層衛生上の智識と趣味とを持たしむる方法如何(石川)

九、小學校教員の身體檢査に關する件

- 1 實地上弊害生ぜざりしか
- 2 結果處理の方法如何
- 3 檢査の事項及方法如何
- 一〇、學校職員に對する身體檢査の趣旨を徹底せしむる方法如何(山形)
- 二、明治三十三年文部省令第四號(學生々徒幼兒身體檢査規程)第七條後段「之を取纏め」の次に「左の様式に據る統計表を添へ」を加へられんことを文部大臣に建議すること
但し様式は文部省に於て之を定められたきこと(愛媛)
- 三、小學校に於て五感器の檢査を統一せる方法にて施行するの件(鳥取)
- 三、幼稚園醫設置規程制定の件(宮城)
- 四、齒科醫をも學校醫たらしむるの規定を設けられたき件(岡山)
- 五、現行小學校令第六十二條の學務委員中に學校醫を加へられたきこと(東京)
- 六、速に道府縣學校衛生主任者に關する適當なる官制を制定せられたきこと(宮城)
- 一七、體格檢査期日改正の件(鳥根)
- 一八、兒童入學年齡改正の件(鳥根)
- 一九、徒歩競争に關する標準を規定せられたきこと(鳥根)
- 二〇、生徒兒童のトラホーム豫防に關し地方行政機關と提携する方法を本省にて講ぜられたきこと(福岡)
- 二、學校衛生科を師範學校の必須科目とせられたきこと(福岡)
- 三、師範學校三、四年生徒に學校衛生の科目を設け醫師をして講師たらしむること(山口)

- 三、體育科(體操武道等)に忌避すべき疾病の種類を規定せられたること(福岡)
- 四、兒童腸寄生蟲検査及其の驅除法につきて簡單なる方法如何(和歌山)
- 五、齲齒の豫防法殊に學校に於て施設し得る適當なる方法如何(島根)
- 六、衛生的經濟的學校内湯呑場の設計如何(宮城)
- 七、公立中等學校教員に對し療治料支給の途を講ぜられたること(香川)
- 八、冬期兒童に最も適當なる課外體育的運動の種類及方法如何(山形)
- 九、最も適當なる女兒童生徒の服裝如何(宮城)
- 一〇、兒童生徒の身體につき其の體育實施後の效果に關し最も適當なる調査方法如何(長野)
- 一一、學校聯合運動會の利害關係如何(和歌山)
- 一二、競技運動の身體發達上に及ぼす影響如何(和歌山)
- 一三、教職員軍隊見學の結果小學校兒童に軍隊的體操を實施するの傾向あり其可否如何(和歌山)
- 一四、近視豫防の方法如何(石川)
- 一五、近視防遏手段を講ずること(石川)
- 一六、學校看護婦の採用を奨勵すること(東京)

五、會議經過

六月九日(月曜日)

午前十時三十分開會

最初北學校衛生官開會の辭を述べ、次に中橋文部大臣の訓示あり終つて、赤司普通學務局長議長席に著きて議事に入る。先づ第一諮問に就き北學校衛生官説明をなし各會員の意見陳述ありて七名の委員に

附託することとなり議長之が指名をなす。次いで第二諮問に移り北學校衛生官の説明、會員の質問、意見等前回と同様の經過を以て結局七名の委員に附託することとなり議長指名し閉會、午後は右委員會を開催す。

六月十日(火曜日)

午前九時三十分開會

赤司普通學務局長議長席に着き日程の通地方學校衛生實施狀況の報告に移り會員各席次順に報告をなす午後五時散會あり。

六月十一日(水曜日)

午前九時三十分開會

昨年の本會に於ける宿題の討議に入る。午後三時より東京教育博物館を參觀し午後四時三十分頃より隨次解散せり。

六月十二日(木曜日)

午前九時三十分開會

第一諮問事項及第二諮問事項に關し委員長報告の答申案に就き討議をなす、午後道府縣提出協議事項の討議に入る、問題の性質により或は單に意見の交換に止めたるあり、或は決議をなしたるものありしが全部議了に至らずして殘餘の問題は是れにて打切ること一致し議事を中止す、次で議長一場の挨拶をなし會を閉じ、時に午後四時三十分なり。

六、大正八年六月道廳府縣學校衛生主事會議に於ける 中橋文部大臣訓示

今回全國學校衛生主事の方々の御會合を御願ひ申しました所皆様御遠方にも拘らず斯く御勉強下さいまして誠に有難う御座います。

學校衛生の事は、局長からも段々御話もありましたらうし、又私から今更申上げる迄もなく、皆様が方が善く御承知のことでありますから、別段茲に申上げる必要は無いのでありますが、唯御參考に一言だけ致したいと思ひます。我國の教育事業は、既に四十年餘も経つたことでありますから、餘程進歩して來て居ることは申す迄もなく、又餘程普及も致して來た譯であります。從て又之に對する兒童生徒の體育の事に付きまして、衛生上の注意を拂はなければならぬと云ふ時期に進んで來たのであります。各縣共に大に御盡力になつて居ることは誠に喜ばしい事であり、本省でも段々此點に付て注意を拂つて、其の方の施設を一段と進めたい考を持つて居るのであります。それに就て私の杞憂かも知れませぬが一言申上げて置きたいのは、教育上の事に就きましては明治初年以來色々の變遷があつたのであります。自治制度が布かれまして以來中等及初等の教育は、主として地方自治體の盡力待ち自治體の仕事となつて、今日迄三十餘年間進行して來まして其結果は極めて善いのであります。我國の教育の今日の如き發達をなし、進歩を遂げましたのも一には此の自治體の發達と其努力とが與つて力あること、思ふのであります。此自治體の仕事に就て水利、土木、勸業上のことは、最も早く著手せられ、頗る顯著な成績を擧げて、まゐりました。一面に教育事業が自治體の仕事の中で甚だ重要な部分を占める様になつたと云ふことは、即ち我國の教育が今日の如き發達を來した所以で、本省と致しましては此主義を變へず、更に一層此點に力を入れたのであります。即ち中央に於ては主として、高等教育機關の設備を遺憾なからしめ、中等初等の教育に付きましては從來通り監督をして行くと云ふ方針を毫も變へない積りてあります。從て衛生の事に就きましては從來通り監督をして行くと云ふ方針を毫も變へない積りてあります。從て衛生の事に就きましては、初等中等教育の事は所謂地方の自治體の仕事として十分皆様の御心配を願ひ、本省は其の方針の下に聯絡の機關となつて働くと云ふことに致したのであり

ます。之に就きまして、今後段々施設の御實行上には經費を要せずして行ける事も多々あるのであります。是は誠に結構な事でありますから、其の點は漸次御心配を願ひたいのであります。又經費を要する事も随分出て來るのでありませうか此の經費に就ては主として自治體の力に待つと云ふ方針であります。從來の例を見ますと、動もすれば後戻りをしまして、自治體の仕事を中心に移したいと云ふ望が起るのであります。現内閣に於ては斯かる方針を採つて居りませぬ。從來の通り出来るだけ自治體の努力に待ち、官民相共に擧つて仕事をして行きたいので、換言すれば當局は地方の有志、縣會議員、村會議員等の諸君と共に仕事をして行きたいのであります。教育事業を發達せしむるに就ては、地方の人々と、中央官衙の人々とが同等の地位に立つて、相共に提携して行くと云ふことに致したのであります。そう云ふ實行上の事に就て、彼是費用も要りません。或は中央の補助等の問題が動もすると起るかも知れませぬ。是は假想な事ではないので、昨年既に發布になりました、小學教員俸給國庫負擔其の他色々なものがありますが、此の補助制度は、趣旨として本省は餘り採りたくありません。尤も全然採らぬ積りではなく、金額上若くは已むを得ない事に就ては考慮を費す積りてあります。大體に於て地方の努力を待つ積りてありますから、どうか皆様方も、全國に亘つて居ります學校衛生上の事は本省と同等の地位に立ち同等の心配をされると云ふ考を以て、各地方自治體の盡力を待つことにつき、どうか善く御了解下さつて、そして地方の人々に御會ひの時には此の趣意が充分徹底するやうに御願ひしたい、斯様に主として地方自治體の御盡力を願ひ互に相待つて、學校衛生の振起改善を計ることを希望するのであります。然し急激にどうしやうと云つた所が、容易にさう行くものでありません。又急激にすれば、經費も餘計掛かる、無理も出來ると云ふことになるのであります。他の行政上の施設と共に、我國の民度に應じて、漸次進んで行ふと云ふことに御願致したのであります。從來の如く中央に於て、總て指揮をして何うすると云ふことは、成る可く採り度くないのでありますから、どうか諸君と吾々、又諸

君と地方の有志並に議員等の人々との間に疏通を計り聯絡を求め官民協同して以上の學校衛生上のことは勿論凡ての教育事業の發展を圖るに就て種々御心配を願ひたいといふ考を持つて居ります。或は獨逸ではどう云ふ事をした、佛蘭西ではどう云ふ事をして居る、亞米利加ではどうだと云ふ説もあります。是は單に参考に致して、我國は又我國で、四十年間進歩して來て居る所の教育上の施設の沿革があり、又我國の民心、風俗、家庭の模様等もあることでありますから、是等は私が申上げる迄もなく、御斟酌下さいまして、日本獨特の進歩したる施設を爲すと云ふことに御注意を乞ひたいのであります。今日御目に掛か、れたのを機會に一言御挨拶を申し上げます。

七、普通學務局長指示

此際一言御挨拶申し上げます、數日間終日色々の問題に就て御研究下され、又熱心に御審議下されまして、吾々當局の參考になりました事は多大でございます、是は昨年も申上げました通り、實は學校衛生の事は前途遼遠の觀があるのであります、少し六ヶ敷い問題は、吾々素人が伺ふ機會が無い爲めでありませうか、どうも結論を能く伺ふことが出来ない、随つて吾々に對して種々質問が出て参りましたも、是に對して充分なる回答を與ふことが出来ないものであります、で前途益々此學校衛生は研究すべき題目が多々殖えつゝ参りまするし、又皆さんに御研究を願ふべき事項が多々あると信じて居ります、どうか此上とも學校衛生の爲めに倍々御盡力あらんことを希望致します。

尙ほ此機會に於きまして、吾々當局として二三御願を致して置きたい事項がございます、第一は科外運動獎勵に關する事であり、御承知の通り戦後の經營としては、時代の進歩に伴ひまして、何れの方面から考へましても、又我國が今迄體育を忘れて居つたと云ふやうな點から考へて見ましても、學校に於ける所の生徒兒童の身體を、もう少し強壯にして之を鍛上げることを、益々盛んにして行かなければ

ばならぬと云ふことは、今更申上げる必要は無いであらうと考へます、是が爲めには先づ此體育の目的物とでも申しませうか、さう云ふ風な方面から各學校に於きましては、正科と致しまして體操を加へてあるのであります、併しながら此體操と云ふものは一週間僅に三時間課してあるのみで、之を以て體育の効果を充分に擧ぐることを希望するのは、希望する方が寧ろ無理かと思ふのであります、それで體操以外にも適當なる方法に依て、どうしても體育の向上を圖らなければならぬ、斯様に考ふるのであります、智育の問題になりますると、學校の課程以外に無暗に宿題を多く課するとか、或は智育問題を盛んに詰込ますとか、是に就ては種々議論のある問題であります、科外運動などは異議の無いことと一面に於て考ふるのであります、それで吾々の方では、科外運動を少し獎勵を致して見て、體育の足らざる所を補ふやうにしたらどうかと思つたのであります、所が科外運動はどう云ふ種類のものが宜いか、どう云ふ方法が宜いかと云ふことになり、此等はどうか其土地の情況、或は家庭の情況、或は其他方の習慣、若くは子供等の健康状態、年齢、男女、斯う云ふ風な事に適應して、宜しく選擇して御遣りになるやうに願ひたいのであります、此點に就ても充分に學校教員と連絡を取つて、尙又其運動の方法、種類等に就ては地方々々に適應するやうに御研究を願ひまして、科外運動を御獎勵になることを希望するのであります。

此の際特に附加へて私から申上げて置きますのは、先般學校衛生調査會の滿場一致の希望として、文部大臣に建議が出て居るのであります、即ち此運動の中で殊に水泳を獎勵して貰ひたいと云ふ希望であります、御承知の通り我國は四面海を以て圍られて居る國であります、又川であるとか沼であるとか云ふやうなものが澤山に在る處であります、普通の運動以外にも此健康法として、一面には冷水浴を獎勵するやうな譯であります、又一面には海水浴を獎勵して居る譯でありますから、是れと相俟つて水泳を獎勵したら最も宜くはないかと云ふので、建議が出て居るやうな次第であります、そこで吾々も此

建議には同感でありますからして、どうか此水泳の問題に就ては出来るだけ一つ御獎勵を願ひたいと思ふのであります、勿論水泳にも色々な危険などが伴ふのでありますからして、其方法などに就ては餘程研究をしなければならぬのであります、此等に就ては相當研究が出来て居るかのやうに考へられるのであります、乃ち水泳を研究獎勵したいといふ見地からして、年々文部省が水泳の講習會を開いて、成るべく學校の教員職員を集めて居るのであります、子供に水泳を教へる方法であるとか、或は衛生上注意すべき事項、此等を専門家に御願をして講義を致しまして、此處で水泳の遺方を研究しつゝ獎勵を致して居るやうな次第であります、本年も多分此夏休に於て、房州の北條で安房中學を借りて、彼處を寄宿舎として講習を致す考でありますから、皆様の中に御関の方方が在られるならば、どうか水泳を教へる狀況などを御覽を願ひたい。

尙ほ茲にもう一つ附加へ申上げて置きたいのは、即ち科外運動に關聯致して、競技運動の事であり、之れに就きましては、先日來皆さんの間にも色々御意見が出たやうであります、動もすると極端に勝敗に重きを置くと云ふやうなことに流れ易いのであります、極端に勝敗に重きを置くことになり、是は私が申すまでもない事であり、衛生上から見ても面白くない結果が出る又教育の上からも、是は餘程注意をしなければならぬ事であらうと考ふるのであります、どうか一面に於ては運動を獎勵する、科外運動を獎勵する必要があるが、此競技の問題に就ては、色々と教育上なり衛生上にも弊害が伴ふものであると云ふことを御考を願ひまして、其點を御考慮を願ひたい、さうしてどうか一般に科外運動を獎勵して戴きたい、唯無暗に文部省で科外運動をやるのを構はぬと云ふ風に御了解にならぬやうに願ひます。

第二に願つて置たい事は、薄弱兒童に關する事柄であります、是は専門家の意見に依りますと、兒童生徒の中には腺病質其他の原因に由りまして、身體の弱い者が少くないやうであります、此等は寔に個

人の上から考へましても氣の毒な事であり、國家の立場より考へましても、成るべく斯う云ふ者を早く強壯な人にしてやると云ふことが、即ち國家の利益であらうと考ふるのであります、薄弱兒童は段々世の中の文明が進むに隨つて、若くは此生活問題が困難を感じるに隨つて、どうしても自然に殖える傾向を持つて居ります、御承知の如くに近年の物價騰貴に伴うて、生活問題が起つて來ますと、どうも薄弱兒童の数が段々殖えて來ると云ふ心配があります、幸な事には近年は此問題に着眼せられて、地方に依りましては「フリエンコロニー」のやうな制度或は森林學校の制度或は海邊に往つて健康を直しつゝ學問を教へる、斯う云ふ施設もポツ／＼出來て參つたのであります、是は實に結構な事と考へて居りますから、此等も御獎勵下さいまして、斯う云ふ種類の施設の出來ますやうに希望して置く次第であります、尙ほ此薄弱兒童に伴つて、唯今は主に身體上から申上げたのであります、御承知の如く是は薄弱兒童と申して宜いか何うか判りませぬが、精神の薄弱な兒童が一面に在るのであります、此等の問題も矢張吾々の方に於ては特に注意をしなければならぬのであります、此點に就きまして、今日は専門家が大分研究をせられて居るのであります、又低能兒及精神の薄弱なる兒童に對しても色々な施設と云ふものを要するのであります、それが今日未だ殆んど其緒に就て居らぬと申しても宜いのであります、近年内務省などに於きまして、多少此點に注意されて居るかと思ふのであります、彼不良少年の問題が今日起つて居るのは、不良少年が現に多くは低能兒若くは精神の薄弱者と云ふ點から起つて來て居ると思ふのであります、吾々の方でも、低能兒教育問題若くは精神薄弱なる兒童に對する教育の問題は、早晚施設をしなければならぬ時期が最近に到來しないかと考へて居る次第であります、爾う云ふ事になりますと眞の精神的薄弱であるや否や、若くは低能兒なりや否やと云ふことの判斷は、是は皆さんの専門家の處に行かなければならぬと考ふるのでありますから、之を豫め願つて置くと申しますと、少し可笑いやうであります、丁度薄弱兒童の事を御願すると同時に、精神上の薄弱兒童の事

に就ても、今日から豫め御注意を願つて置きたい。

もう一つ願つて置きたいのでありますが、是は學校醫に關する事であり、是も私が殆んど申上ぐるまでもないのでありますが、學校衛生思想を熾んにし、是が實行を圖つて行かうと云ふやうな點に就きましては、殊に私は學校醫の方々にそれを御願するの必要を感じて居るのであります。此學校醫の待遇問題に就きましては、即ち手當の問題に就きましては、先刻も御議論が出て私からも申述べた通り、何分にも菲薄な状態である、是は寔に御氣の毒に吾々始終感じて居るのであります。又一面から考へて見ますと、斯う云ふ菲薄な手當では到庭學校で諸君が活動しましても、活動が出来ぬだらうと考ふるのてあります。實に此の待遇に就ては、吾々同情に堪へないやうな次第であります。他の手當を増して貰ひたいと云ふ事に就きましては、最近でございましたが、私からして各地方長官に通牒を出しまして、どうか手當の増額をして貰ひたいと云ふことを要求して居るやうな次第であります。是は先刻も申し上げた通りに、私の方から、一定の標準を示して居りませぬが、待遇が菲薄で行けないから、之を高めて貰ひたいと云ふ注文を致して居るやうな次第であります。どうか其の邊も皆様御含み下さいまして、御歸りになりましたならば、どうか此趣旨の徹底するやうに御盡力を願ひたいと考へて居ります。尙ほ一面に於ては、手當の方は既に高めて行く方針を執りたいと考へて居りますが、是と同時に待遇を好くして行くに隨つて、段々學校醫諸君の活動を期待して行かなければならぬと考ふるのであります。是は極端な例を申上ぐる必要はありませんが、何うかすると、學校醫でありながら學校の方へ出て來られぬと云ふやうな名ばかりの方が有るやうに聞いて居りますが、斯う云ふ事は何とか御督勵下さいまして、もう少し學校の爲に活動するやうに致したい、此邊も皆さんの御加減で行くことであらうと考へて居りますからして、特に皆様御願を致して置くやうな次第であります。

尙もう一つ申上げて置きたい事があります、それは初めに申上げました通りに、學校衛生に關して研

究すべき事項及調査すべき事項は多々あるのであります。隨つて本省などに於て色々な調査を致すに就きましては、其材料は直ぐ各府縣から頂戴しなければならぬと云ふ状態でありまして、定めて是は皆さんの御迷惑な點であらうと考へて居るのであります。どうしても學校衛生を研究するに就ては何か材料を持たないと、説明も出來ず、計畫も立たぬと云ふ譯でありますから、創業の際には皆さんの御願であるか、私の方でも創業の事で、御忙しい際非常に御迷惑とは存じますけれども、今後も御無理を御願するやも知れませぬが、どうか出来るだけ御同情下さいまして、御調を願ひたいと云ふことを特に御願を申して置くのであります。

尙又色々伺ひますと、皆様それぞれ各府縣に於て色々な調査や御研究になつて居るやうに伺ふのであります。此等の結果は、成るべくならばどうか本省の方に、是非小さな事でも宜しうございますから、御報告を願つて置きたいと思ふのであります。爾う致しまして、便宜御報告が集まりましたならば、吾々の方で纏めて、或は皆さんの御手許に配付するなり、或は雜誌に出して其雜誌を御送りして、皆さんの御手許に廻すなり、何とか便宜な方法を執りまして、不斷居ながらにして皆さんと意見を交換して見たい、どうか調査をせられ御研究になつた事は、成るべく細大漏さず御報告あらむことを希望して置きます。無論唯今でも諸方から御報告下さる處があるのであります。御研究になつて居つても、御報告下さらぬ處もまだ在るやに伺ひますから、どうか御研究事項を、成るべく本省へ御報告下さらむことを願つて置きます。

皆様數日來御勉強下さいました事に就いて、厚く御禮を申し上げます。尙皆さん任地に御歸りになりまして益々御健康で、學校衛生のために御盡し下さらむことを希望致します。

第二協 議

一六

一、諮問事項討議 (六月九日)

(議長) 本日は諮問事項の討議から初め第一の議題を提供致します。

一、學校教員と學校醫との聯絡方法如何

(北學校衛生官) 唯今の諮問に就きまして簡単に説明致します、學校衛生の實績を挙げますに就て色々な注意すべき事項がありますが本問題は最も大切な事柄の一と考へるのであります、即ち學校教員は常に兒童若くは生徒に接觸し、又衛生上、校舎、校地、或は教員其他の事項に就て最も親密なる關係を持つて居る地位に在るのでありますから此の人達の努力如何は學校に非常に關係があります、其故に今日とても色々工夫はされて居りますが、御承知の通り醫學若くは衛生上の知識は、學校教員には比較的少いこととあります、之に反して學校醫は醫學若くは學校衛生の知識、素より相當に具へて居りますが、其の學校に出ます日數も無論少い、又生徒兒童其他學校に關係する事に就て、直接に接觸すること、學校教員同様な譯に参りませぬ、此の二の機關は、孰れも單獨には到底効果を擧げることの出來ない立場にありますから、何うしても機關が互に足らぬ所は補つて効果を擧げなければならぬと思ふのであります、諸君も色々御經驗になつて居ること、思つて居ります、昨年も大體の事を御願ひしたことであります、本年は諮問の形に於て、如何に聯絡を取るべきかと云ふことを、具體的に皆様の御意見を伺ひたいと云ふことは、私共當局に於ても、亦地方の機關、殊に學校に於きまして、實際に仕事を行ふ上に非常に大切な參考にならうと思ふのであります。十分に御審議の上適當なる御答申を願ひたいと思

ひます。

(議長) 御質問なり御意見がありますれば御述べを願ひます。

(福島) 第一聯絡方法としては學校に於て職員會又は研究會が開催される時は學校醫も成るべく出席しまして衛生上の方面を咀嚼せしむるやう注意を與へ、同時に一職員として種々なる事を打合はすと云ふ事が最も必要と思ひます、第二には急救療法其他一般衛生、家庭衛生に就て時々學校職員に對し講話し簡易な治療法を職員に指導してやらす事も必要と思ひます第三は經費の點であります、校醫の手當を向上して成るべく督勵して職務規定を勵行せしめ學校を視察し職員に注意を與へ、遺憾の無いやうにしたら聯絡が出來ると思ひます。

(宮城) 第一學校醫の待遇をよくし、一層活動を促し現在の小學校教員の衛生上の知識を高めて行くことが必要であります。

(東京) 私も之れを二つに考へ第一は精神的の方面から、第二には物質上の方面からと云ふ事を申し上げたいと思つて居ります。第一は學校醫が學校に臨みまして、衛生上の事にのみ頭を集中して學校管理法或は教授法、或は教育學の知識が無いために是等の一端を心得て置くことは必要である、若しそれが無いと如何に名論、卓説を吐きましても教員から用ゐられない場合が澤山あります第二は學校醫の待遇を高めることとありまして、學校醫は少くとも一週間に一回位、學校に行き職員と接觸することが必要と考へられます。

(大阪) 大分御意見が出たやうであります、此の諮問案に答申致しますには、皆様にもう少し、頭を練つて戴きたいと考へますから、議長は數多の委員に附託して、委員に研究して貰ひたい、それは今迄御意見を吐かなかつた方で意見のある方は其委員に御出しになり、委員の方は、それを己の考として戴くと云ふことの條件附に願ひます。

〔賛成々々の聲起る〕

(京都) 私は大體に於て(大阪)の御意見に賛成します。此の問題は非常に重大なること、考へて居りますけれども、打明けて地方の状況の眞實を申し上げますと、今日に於て教員と學校醫との聯絡方法を考ふる迄、今日の學校衛生は進んで居らぬと思ふのであります。其の理由は學校醫はそれだけ活動して居らぬ、即ち學校へ來ることが少い、随つて聯絡方法の必要を感じて居るのであります。それで差し當り一番大事なことは、學校醫と教員と成るべく近付けるやうな方法を採ること、それは學校衛生會と云ふやうなものを設け、然る後確實なる方法が考へられるやうに思ふのであります。これは皆様も御意見のあること、思ひます、種々枝葉に涉る點は茲に一々皆それを申す迄もなく大阪の動議の方法を以て此の問題の解決を附けたいと思ひます。

(議長) 大阪の御説は委員は七名ですか。

(大阪) はい。

(議長) 唯今議長指名の七名の委員に附託したいと云ふ御意見が出て大分御賛成があつたやうであります、御賛成の方は起立を願ひます。

(起立者多數)

(議長) 多數であります、それで七名の委員に付託することに決しました、次は第二諮問案に移ります。

二、身體検査成績の利用法如何

(北學校衛生官) 簡単に説明致します、身體検査は御承知の通り、規定に依て定期に致しますのと、臨時必要を認めてやるのとあります、其臨時必要を認めてやる検査は、各特殊の目的を持つて居ること

ありますから、其利用は勿論適當にされるのであります、定期に規定に依て施行されます身體検査は、動もすると形式に止まると云ふ状況が甚だ多いのであります、是は全國到處、規定に依てやるのであります、國から觀ますと餘程大なる事に屬して、學校衛生上身體を調査して、之れに對して適當の施設すると云ふことも、無論必要であります、或は文部省に於ても利用の途もありませう、縣或は都市に於ても、色々利用の途があると思ひます、又學校に於て團體的に利用し、或は個人的に利用する途も色々ありませうと思ひます、或は之れを家庭に迄及ぼして適當に家庭と聯絡をとると云ふこともあります、所に依りては或程度までは利用法を考へて、實行されて居るのであります、茲に皆様御集りの序に、十分に意見を交換して、纏つた利用法を御示しになると云ふことは、吾々學務に従事する上に、非常に参考となると思ひまして、斯様な諮問を致した次第であります、種々細目に涉つて御意見もありませう、それを纏めて御答申を願ひます。

(議長) 御質問又は御意見が御座りますれば此際御述べを願ひ度うございます。

(福島) 唯今大體御説明を聴きましたが、あれでつきて居ると思ひます、併ながら一體今迄の検査の結果は、唯保護者に通告したのみで、一片の形式に過ぎないのであります、それで病氣が重くなつて初めて氣が付くと云ふことも往々見る所であります、即ち初め検査しました時、斯う云ふ素質がある、或は疾病があると云ふ時に十分家庭にも理解せしめ、又は養育上に於ても適當なる指導をなすことは第一必要であります、それと校醫は形式でなく十分に疾病の有無を検査して、誠意を以て自分の目的を全ふして行けば、其の利用法も充分出來ると思ひます。

(長野) 現在の身體検査其のものが甚だ不完全であつて、根底がない爲めに、之を利用すべき方法も随つて放棄して居る状態であります、今單純なる利用に就て、具體的の箇條を申上げやうと思ひます、大體五つに區別します、第一は身體検査票であります、(イ)紙質を改良して、厚紙となし、永久保存に堪

ゆる様になすこと(ロ)連年式となす、(ハ)發育狀況は、之れを日本人の中等發育を表の中に印刷し置き、之れに比較考察をなし得る様にする(ニ)春期、秋期に分ちて記入する様になさば最も可なり(ホ)票の裏面には兒童の入學前に經過したる疾病の有無、健康狀態等を記入すること(ヘ)在學中の疾病、又は平素の健康狀態の觀察をなし、病氣缺席日數等の記入、(ト)學業の成績、性癖等の比較對照、第二は身體検査統計表であります、即ち單純に拵へて置く計りでは、何にもなりません、全國の平均と比較して、體育上の方針を立てる、尙郡は郡全體の統計表を拵へ、全國に比較すると云ふ様に、種々の方面に之れを活用したい。第三は學校から家庭への通知であります、是は今日の衛生上、甚だ缺陷の多いもので通信法が、甚だ不完全であります、即ち私は家庭に通知致して、救濟の道を講ぜしめたいと思ひます、其の通知事項は(イ)身體薄弱にして、發育不良のもの(ロ)傳染性疾患を有する者(ハ)修學上に妨げある疾病(ニ)健康上に影響する疾病、以上四つに分けて、該當すべき疾患があれば、家庭に於て十分救濟の途を講ぜしめると云ふことをもつと叮嚀にしたいと思ふ、第四は學校に於ける取扱であります、(イ)體育に於ては、中等以上のものと、薄弱のものとの區別して、分團式の方針を採らせる、(ロ)體質を分類して、胸廓發達不良のもの、身長發育不良のもの、或は筋肉弛緩のもの、脂肪過多のもの、或は姿勢不良のもの等、是等は成るべく運動の種類に分ち、特別運動をなさしむること、(ハ)心臓疾患、視力障障害者等の取扱(ホ)應急設備を尙一層充分にすること、第五は特別施設をなすこととあります、特殊學級、救濟機關を設置すること例へば低能兒學校、盲啞學校、尙進んでは林間學校、學校給食、學校浴、齒科の治療、眼疾の治療等をなさば餘程良くないかと思ひます。

(鳥根) 身體検査成績は、現行の四月やります體格検査に付て、利用しようと思ひますか。

(北學校衛生官) 臨時特別の目的を以てやる身體検査は、是には含みませぬ、具體的に申しますと、定期の身體検査成績を適當に利用したいと云ふのであります、但し現行規定の下で、研究されても、又現

行規定を改正して、斯う云ふ風に利用したいと、云ふことでありますれば、それも共に御述べになつて宜しうございます。

(鳥根) 私の縣に於ては、體格期日改正の件を提出して置きました、是は二つの意味で出しあります、多少諮問事項に關係したこと、思ひますが、此處で申上げて宜しうございますか。

(議長) 實は私から申上げやうと思ひましたが、協議事項第十一、第十二、第十七、第十八は此諮問案と互に關係して居りはしないかと考へて居ります、此の際御述べを願ひたい。

(鳥根) 今兒童の體格發育狀態を見ますと、同じ一年兒なら一年兒、二年兒なら二年兒とありますのは、生月の早いと晚いに依て、自然と成績が異つて差がありはしないかと思ひます、滿六年一ヶ月と、滿七年の者が一年生で、其四月に體格検査をすると、其平均の成績が、其級の生徒の生れた月の如何に依り、餘程の差額が出来はしないかと思ふ、それで四月一日から九月三十日迄に生れたものを四月に検査をする、それから十月一日から翌年三月三十一日迄に生れた者を十月に検査をすると、多少同じ年齢でありますも、發育狀態が能く分るでないかと思ひます、即ち尋常四年生徒迄は春秋二季にやることになりま。

(大阪) 今(鳥根)から御説がありました、甚だ面白い問題であります、此諮問案の答申には少し遠くはないかと考へられます。やはり協議事項の内、討論を願つた方が便利と思ひます。

(鳥取) 身體検査の利用方面を二つに分けますと、一は體育的の方面を利用すると、他は智育の方面を利用すること、思ひます、即ち第一の體育を利用することも必要であります、第二の五感器聽力、視力、辯識力を成るべく正確に検査して教育上の實際に利用したいと思ひます。

(大阪) 議長に伺ひますが(鳥取)、(鳥根)の御述べになつたのは協議事項に移つた場合、更に協議するのでありますか、それを明らかにして戴きたいと思ひます。

(議長) それは皆様御都合で、どうしても宜いと思ひます。
(大阪) それでは此處では、此諮問案の問題だけに止めまして、協議事項は別に協議して戴き度と希望します。

(「賛成、々々」の聲起る)

(議長) それでは協議事項の第十七、第十二、第十一、是は協議事項の方で、御纏めを願ふことに致しますか。

(島根) 唯御参考迄に申し上げたゞけで一向差支ないと思ひます。

(大阪) 今の問題は、異議なしと云ふ聲があつたので御定めを願ひます。

(議長) 第十二、第十七は協議題の方に譲ります。

(大阪) 此の問題も大きな問題であります、随つて此處で、意見を交換して居りましても、なか／＼答申案が立派に纏ると云ふことは困難と考へますから、第一諮問案と同様の條件の下に議長に御指名を願ひ、七名の委員に附託したいと思ひます。

(「賛成、々々」の聲起る、)

(議長) 唯今(大阪)から委員附託説が出ましたが、御賛成諸君の起立を願ひます。

(起立者、多数)

(議長) それでは議長指名の七名の委員に、附託と云ふことに決しました、第一諮問案は(東京)、(愛知)、(山形)、(鳥取)、(徳島)、(熊本)、(大阪)、第二諮問案は(京都)、(岐阜)、(長野)、(福井)、(石川)、(和歌山)、(愛媛)、此七名宛の方に御苦勞を願ひたいと思ひます、尙委員の方は午後御集り下さいまして、御審議を願ひ、今日は是で散會致します。

正午十二時散會

諮問案討議は十二日午前九時三十分より開會せられ、第一、第二諮問事項に關し委員長報告の答申案に就き討議をなす、會員の質問に對し委員長は答辯あり結局字句の修正を加へて左記通答申可決し、議長より答申する事となれり。

答 申

今回御諮問相成候事項ニ就テハ本會ニ於テ夫々調査委員ヲ設ケ慎重審議ノ上別紙ノ通決議致候ニ付此段及答申候也

大正八年六月十七日

道府縣學校衛生主事會議長

赤司鷹一郎

文部大臣 中橋徳五郎殿

第一 諮問答申

二四

學校教員ト學校醫トノ密接ナル聯絡ハ相互ノ理解接近ヲ以テ其基礎トナササル可カラス

I 學校醫に關する方面

A 學校醫の活動を促して教員と接近せしむる方法左の如し

- 1 學校醫の待遇を向上せしむること
- 2 學校醫を學務委員たらしむること
- 3 學校醫の囑託に際しては人物地理的關係等に憑ること

B 學校醫をして學校衛生に興味を持たしむる方法

- 1 學校醫の爲めに出席に便利なる講習會、講演會等を屢々開催すること
- 2 學校醫をして教育學上の智識を獲得するに努めしむること
- 3 醫學教育には學校衛生學を加ふること

II 教員に關する方面

- 1 教員視學等の爲めに學校衛生に關する講習會講演會等を屢々開催すること
- 2 教員中に特に學校衛生に關する係員を設置すること
- 3 教員をして學校醫指導の下に簡單なる治療の補助をなせしむること
- 4 師範教育に於ける衛生に關する事項はなるべく醫學者をして之に當らしむること

III 聯絡方法

- 1 學校醫は屢々視察を行ひ殊に登校日を定め置くこと

- 2 教員の診斷書はなるべく當該學校醫に作製せしむること
- 3 學校醫は學校職員會に出席すること
- 4 學校衛生に關する統計報告調査校舎の建築及施設等に關しては必ず校醫の意見を徵すること
- 5 通信簿を以て生徒兒童の衛生狀況を通信する際には學校と校醫と相互の聯絡を謀ること
- 6 學校と學校醫との間に衛生通信簿を作製して相互の聯絡を謀ること
- 7 學校内には必ず學校醫控室、治療室又は席等を設くること
- 8 學校衛生に關する會合を屢々開催して學校衛生主事學校醫は必ず出席して相互の研究理解を計ること

第二 諮問答申

二六

甲、個人的利用法

一、家庭との連絡

- イ、身體検査を施行したる時は其の成績を速かに家庭に通知すること
- ロ、身體薄弱なる者疾病又は身體上の缺陷を有する者に對しては特に學校醫の意見を附し治療矯正又は養護の方針を指示すること
- ハ、検査終了後生徒兒童父兄等に對し學校醫をして検査の結果に就き講話をなさしめ且擔任教員は父兄と共に日常其の兒童及生徒の状況を監視すること

二、學校に於ける注意

- イ、異常者名簿を連年式となし左の條項を記入すること
 - 1 疾病又は缺陷の種別
 - 2 治療矯正又は養護の方針
 - 3 経過及豫後
- ロ、脊柱異常者及發育不正のものは日常其の姿勢に注意し且成るべく矯正體操を課すること
- ハ、視力及聽力の異常ある者には座席の撰定に留意するの外日常其の増悪の傾向なきや否やに注意すべきこと
- ニ、特殊の疾患を有する者に對しては授業の免除等の方法を講ずること
- ホ、個人別身體發育表を作り比較考察すること

ヘ、検査の成績は卒業後の職業撰擇に供すること

乙、團體的利用法

- イ、身體検査の成績は之を其の地方の青年團並に壯丁の検査成績と比較對照し地方の體育の基礎を作ることに
- ロ、同一年齡の外國人及日本全國の平均數並に府縣郡市町村及同一學級のそれと比較考察すること
- ハ、特殊の教育法身體養護法（休暇聚落林間學校等）及特殊の運動法（水泳、競走、擊劍等）等を授くる場合には亦其の成績を利用すること
- ニ、検査成績を兒童家庭の職業別、貧富の別學業成績の優劣又は運動及競技の優賞者等に別ちて比較考察すること
- ホ、各種の統計表は之を數年又は十數年以前のそれと比較考察すること
- ヘ、統計表は單に數字のみを用ひず圖畫又は色別となし一目瞭然たらしむること
- ト、各種の統計表は學校教室内及屋内體操場等見易き場所に揭示し又保護者會及父兄會等の場合には之を見せしむる様注意すること
- ナ、兒童の疾病及類似の身體的缺陷を其の種類により統計的に觀察し地方病及共通的の缺陷の發見に資すること
- リ、其他學校に於ける種々の設備、机、腰掛の製作、座席の配列等に際して亦身體検査成績を参考とすべきこと

二、協議事項討議（六月十一日）

(北議長代理) 開會致します、局長は差支がありますので、私が代つて議事を取纏めますから、左様御承知を願ひます、御計りしますが、昨年の學校衛生主事會の宿題になつて居るものが五題あります、是は日程の順序は如何して宜しいか御諮り致します、初めに致しませうか、後に廻しませうか。

(大阪) 初めにやることを希望致します。

(賛成、々々の聲起る)

(北議長代理) 御異議がなければ、此宿題は初めに議題に登せます。

大正七年六月主事會議宿題

一、兒童生徒の衛生に關する家庭通信法の改善及統一の要なきや (神奈川縣)

二、高等女學校生徒に適當なる體育方法なきや

附 月經時に於ける運動の種類如何 (和歌山縣)

三、流行性寒胃、腸寄生蟲等比較的日常校内に多く發する疾患に就き特に注意を拂はれ度き件 (福井縣)

四、出席獎勵の結果患兒病氣を冒して出席するの傾向あり之れ養護上寒心に堪へざるものにして傳染病(例へば麻疹)流行時に於ては殊に然りとす各府縣に於て之が取締に關する實況如何 (福岡縣)

五、出席督勵上疾病兒童の取計を一定するの件 (滋賀縣)

(三、以下は一括して宿題とせり)

(北議長代理) 第一問の提出者未だ出席なきやうですから、御異議がなければ此問題は後廻しに致し、第二問に就て御協議を願ひます。

(賛成、々々の聲起る)

二、高等女學校生徒に適當なる體育方法なきや、

附 月經時に於ける運動の種類如何 (和歌山縣)

(説明) 此問題に付ましては、法規に於ける運動の種類は、印刷物が配布してあります、それで略ぼ私として満足して居ります、若し此他に適當な何か體育方法でも御考へありますれば承りたい、尚月經時の運動の種類に付ては、月經時は全然運動を禁止して仕舞う方が宜いか或は月經時に於ても適當の運動を撰定して運動せしむる方が宜いか、皆様の御意見を伺ひたいと思ひます。

(石川) 先達文部省から、女學校生徒に就て、月經時に關係した調査を、各府縣から御取寄になつたやうに存じて居ります、それで取纏めたものを御示し下さいますれば、自から此問題は解決が出来ると思ひます。

(北議長代理) それは纏つたら其上どう云ふものが出来ますか、其状況を見まして、適當の處置を採りたい、個人の考としては、相當に價値のあるものならば、何等かの手段で、一般に分るやうにしたいと思ひます、印刷或は文書で御知らせします。

(岐阜) 月經時は、運動を禁ずる方が宜いと思ひます、月經の期間中は勿論、終了の直後約二日間是最

も注意を要すべき時だと近來言出されて居ります、私は無論運動中止の範圍を擴めて、終了後二日間中止した方が、最も適當であらうと考へて居ります。

(鹿兒島) 岐阜縣では運動禁止がしてあるだらうと思ひますが、それに就て生ずる弊害等は御認めになるのでありますか。

(岐阜) それは意見だけであります、以後さう云ふ風にしたいと云ふのであります。

(京都) 女子師範學校が、此問題を解決するに適當であらうと思ひ、先づ第一に調査するのは、月經時に於ける實際の障礙であります、之れは女の舎監に調査方を一任することが最も良ろしいと考へ、依頼して置きましたが、其舎監が轉任して中途で去り、未だ纏つて居りませぬ、大體として、過激の運動はいけないとなつて居りますが、或程度までの運動は差支ないと、それも月經の時期に依るが、月經の初めとか、終りとか、或は體質に依り注意する必要があるであらうか、是等のことを調査して見たいと思つて居ります。

(三重) 本縣は本人の隨意に任せて置きます、別に月經時に運動した者で、何うと云ふ障礙を認めたる事はございませぬ。

(宮城) 女學校時代に、遠足の時も、運動時の時も月經を顧慮せずやつた、めに、原因となつて、子宮が悪くなつたのでは無いかと云ふ女教員の例を一つ持つて居ります。

(大阪) 月經時に於て、運動がどれだけ苦痛であるか、又どの位の障礙を身體の上に出すかと云ふことを調べなければ、迂濶に禁止することは出来ないと思ひます、出来ることならば、此問題を此處で、終了しますは、甚だ惜いやうな氣がします、能く實際に涉つて、調べたいと思ひます、又之を繰返して宿題にした所が、同じ事でありませぬ、委員を選び、其の委員が責任を以て、實際を調査し來年の會議に報告すると云ふことには如何かと思ひます。

(岡山) 私は月經の方ではありませぬが、適當なる體育方法なきやと云ふ事に就て、私の考は、今日の女子の體育は種々運動の種類がありまして、何れが良、何れが悪いか迷つて居る次第であります、然し一週間に三度しかありませぬので、其間三時間に於て、如何に良い運動方法を講じましても、とても女子の體育を増進することが出来ませぬ、運動の種類は何でも宜い、體操時間を増加したならば隨分體育を増進することが出来るだらうと考へて居ります、尙適當の方法がありますれば結構であります。

(北議長代理) 私から一寸一言申して置きますが、女子の運動に就ては、學校に於ては遠足、或は駆足を時間を定めてやつて居る、それから東京で能く見るのであります、**「ボール」**遊をやつて居る、**「ロケットニス」**、**「キャブテンボール」**などには生徒の趣味を持つて居りますが、遠足は割合に興味を持たぬ、次に**「ボール」**遊をやつて居る所を見ますと、女の先生であります、女生徒は非常に面白がつて此頃は押へる位にしないと、餘り遣り過ぎると云ふやうな状態であると云ふことを聞きました、興味と云ふ點には**「ボール」**遊を非常に良いものと思つて見て來たのであります、併し今申した内で、何れが良いかと云ふことを詳しく申す譯に参りませぬが、今(岡山)から云はれたやうな興味を以て絶へず運動すると云ふためには此**「ボール」**遊等は割合に良いと思つて居ります、遠足も駆足も遣り様に依て良いと思ひますが、それは永く繼續してやると云ふことは、興味がないやうになつては、努力が要ると覺悟しなければならぬ。それから月經時の問題であります、各府縣に照會して集めて居りますが、月經に關係した調査は汎い意味で、其内には月經時に於ける心得もありませうし、或は月經の所謂年齢とか、月經時の苦痛と云ふ調査もあると思ひます、必ずしも此處で御研究になつて居る、月經時の運動の種類に當つた材料が有るか無いか分らぬのでありますから、其積りて御協議を願ひたいと思ひます。——他に御意見が有らませぬか、——御意見が有らませぬれば、今(大阪)の御意見の委員を選び、託すると云ふ動議であります、月經だけの問題でありますか、第二の問題全部の積りてありますか。

(大阪) 全部は可なりありませうから、先づ月経の問題だけにしたいと思ひます。

(京都) 私は大體(大阪)の説を賛成致しますが、一年間を限つて之を報告せよと云ふことになりますと、少し困難な事情がありはしないかと思ひます、それは私は女子師範學校に始めて、高等女學校に及ぼして見やうと云ふ考であります、一年と限らず、長くては困るかも知れませが、時日を限られるのは、苦痛に思ふのであります。

(北議長代理) (京都)に御尋しますが、期限を限らぬで委員に附託しやうと云ふのでありますか、或は委員に附託しないで

(京都) 此問題は一先づ是で打切り、各自に研究したいと云ふ風に願ひたい。

(佐賀) 私も(京都)の説に賛成致します、併せて體育の方法に就て、郡の校醫會に出まして、校醫から聞いた話がありますから、参考のため申し上げます、女學校で、非常に體育が悪い、殊に胸廓の發育が悪い何うしても學校の所謂體操だけでは不充分である、何うかして、良くしたいと云ふ考もあつて、日本て是迄遣り來つた、所謂女子の勤めの一である、朝の拭掃除を勵行させた、疊を掃く、椽側を雑巾を以て擦懸けて拭かしたそれを繼續させた所が、其結果非常に體格が良く成つて、胸廓の發育は殊に良く成つた、又深呼吸をさせると云ふ方面に効果があるし、兎に角學校の體操にのみ委ねず、所謂家庭的方面に勵行させる必要を認めたと云ふ話がありました。

(高知) (京都)の方は、各自の研究に遣らう、(大阪)の方は、委員を選んで遣らうと云ふことであります、私は(大阪)に賛成であります、斯う云ふ問題の研究は、御互ししなければならぬと思つても、なかなかしない、其證據には、此問題も三年の宿題になつて居りますけれども、諸君の御意見も伺ひませぬ、それに就て委員を選んで一任する、さうして第一回の報告をして貰ひたい、必要なれば又次の年に報告する、斯う云ふ事は曲り成りにても、一通研究して置くことが必要であります、體育方法をも研究し

て下されば、尙結構と思ひますが、問題が大きいでありますから、一年、二年でもかゝつて、其内一件でも報告が出來たら、吾々の爲に大なる利益があると思ひます。

(福島) 月経問題に就て非常に論議されて居るやうであります、随分實際と矛盾して居るやうな事が出ます、是は畢竟するに吾々男子が、女子特有の月経を研究しますから、何うしても隔靴搔痒の感が無いではなからうかと考へます、若し女子のみであつたならば、月経時に於ける運動の中止すべきものであると云ふことに一決すると思ふ、又醫學上から考へても、當然中止すべきものであります、即ち殆んど是は研究致します程の問題でなからうと考へ、一言申上げて置きます。

(岐阜) 是は各自の研究に委して、さうして此問題は是で打切られんことを希望します。

(北議長代理) (岐阜)は(京都)に御賛成でありますか。

(岐阜) さうであります。

(北議長代理) (大阪)は月経時に於ける運動の種類如何と云ふ題で委員を選んでそれに付託させる、さうして其結果を一年に報告させて、若し出來なければ、引續いて報告させる、斯う云ふ動議であります、之には(高知)の御賛成があります、之に御賛成の方の起立を請ひます。

(起立者、少數)

(北議長代理) 少數であります、次に(京都)の御意見の決を採ります、是は各自の研究に委し今回限り打切る、賛成の方の起立を請ひます。

(起立者、二十二名)

(北議長代理) 多數であります、各自の研究に委すことになりました、次は三、四、五、問題の性質が三題とも同じであると云ふことから、一括して議題とします。

三、流行性感冒、腸寄生蟲等比較的日當校内に多く發する疾患に就き特に注意を拂はれ度き件

四、出席獎勵の結果患者病氣を冒して出席する傾向あり之れ養護上寒心に堪へざるものにして傳染病(例へば麻疹)流行時に於ては殊に然りとなす各府縣に於て之か取締に關する實況如何

五、出席督勵上疾病兒童の取計を一定する件

(北議長代理) 諸君に申し上げますが、此三問題を一括した内容は、各自御意見を交換して、出來得るならば取扱を一定することでありますが、本省に希望し、若くは建議することは、其結末の一側よりの方法でありますから、成る可く御意見なり若くは經驗上参考となるべき事がありますれば、此際御述べを願ひたい。

(岐阜) 私の縣では、教育社會、或は醫者社會の實際問題となつて居ります、先月縣醫會の總會で、小學校に精勤賞と云ふ制度が設けられた、即ち出席を善くした生徒に精勤賞を與ふるために、非常に生徒が病氣しても學校へ行く、そのため疾病を一層悪くしたり、或は病後に障害を來すと云ふ所より、大變問題になり、此精勤賞の制度を全廢して貰ひたいと云ふ建議案が出たのであります、これがため縣にては参考の爲め教育者或は學校醫其他醫學に關係ある者が相談したことがあります、其時教育者の意見は、病氣を侵して來ることは非常に悪い、出席を督勵することは、今日は無意味で、是は十數年前に學校へ出す爲めに、手段として種々督勵をした、或は歩割を取るとか、他縣と比較するとかして獎勵した、

其情性であると云ふことを聞きました、故に此問題は建議案として文部省へ出して、本省から御通牒でも戴きますと、立どころに解決すると思ひます。

(栃木) 私は昨年の流行性感冒の際に其の弊を認めためたのであります、今日の生徒は休めと云つても學校は休ませぬ、本省から極端に督勵することの無いやうに、御通牒を願ひます。

(和歌山) 一寸御尋します、大正五年十一月に發布になりました、第百二十號の通牒が今でも有效でありますれば此の議題は自然解決すると思ひます、其れは傳染病預防の爲め、兒童を缺席さしても、缺席と看做さないと云ふのであります。

(北議長代理) (和歌山)の御尋ねは、調査の上御答へします。

(山形) 昨年流行性感冒の時、僅か、三十人、或は十人位の出席者がありましたから特に通牒を出しまして、無理に病氣のため、出席させることを止めたのであります、所が其効果が現はれまして、澤山の豫防心得を出すより、其一片の通牒のため非常に有効を認めためたのであります。

(愛知) (和歌山)の御説は、傳染病だけに限られて居ります、此の問題は傳染病だけに限つて居りませぬから、左様御承知を願ひたい。

(佐賀) 昨年流行性感冒の時分、私の縣では大分問題になりました、色々視學の人々とも論議しましたが、授業を缺席した者も出席と看做すと云ふ取扱方は、兒童が傳染病患者の流行し居る、部落から出るときに、其兒童に登校を中止した場合、それから患者から出て居る兒童に向つて同じく中止した場合にして、兒童其者が病氣に罹つた場合では無いと解釋したので、學校の方面では適用したいと云ふ考は十分持つて居ましたけれども、適用する譯に行かなかつた次第であります、一般の病氣に向つても、さう云ふ取扱にしたい積りであります、一般に出來ないとしても、傳染病に就てだけは、是非したいと思ひます。

北議長代理) (和歌山)に御答へします、今(佐賀)からの御説の如く、傳染病患家に在つた生徒の缺席になつて居ります、出席督勵の際とは取扱が別になります。

(北議長代理) 如何でありますか、決を採りましたは。

〔異議なし〕と云ふ者あり)

北議長代理) (愛知)の御意見をもう一應確めますが、此問題に就ては、衛生上色々弊害があるから、其弊害を除くやうに適當の處置を採つて貰ひたいと云ふ事を、本省に建議すると云ふ、ことに承知して宜しうございますか、

(愛知) 宜しうございます。

(北議長代理) 此の意味に於て決を採ります(愛知)の説に賛成の方の起立を願ひます

(起立者、多數)

(北議長代理) 多數と認めます、建議案の草案は何人が作りまして、何う云ふ方法に致しますか。

(愛知) 議長に御委せします。

〔異議なし〕と云ふ者あり)

(北議長代理) それでは案文は議長に於て定めまして、適當に提出することに致します、次は本年の協議事項第一に移ります。

一、學校醫をして一層活動せしむる方法如何

(石川縣)

(説明) 私共の縣では、學校醫が趣味を以て居る人が甚だ少い、學校醫は四月體格検査をやります時は、一度参ります、其他普通の縣では、トラホーム豫防規定が出来て、三月に一回見診することになつて居ります、其見診にすら出ない學校醫もあります。

色々私の縣でも心配致し、學校醫と教員との聯絡に就て、研究しましたけれども、何分効能がなく、或は學校醫の待遇を向上するやうな計畫もして見ましたが、未だそれも効果が現はれる時期まで達しないのであります、各府縣に於ては、何か良い方法を講じて居りますか、御伺ひしたために、提出した次第であります。

(北議長代理) 是は大變必要な問題でありますから、十分に御意見の御提出を願ひます、私から一言申し上げますが、手當を増額すると云ふやうな事も、一の方法であります、是は第二の事項になります、是に就ては色々御盡力になつて居るやうで、本省に於ても或は地方長官會議、或は視學等の會議の折に云つたこともあり、又本省から此頃學校醫の普及、手當の増給と云ふことも云つたこともあり、諸君からも各府縣に、待遇を向上させるやうに願つたから、此問題に付て効果があると思ひます、次に學校醫會を作ること必要と思ひます、單獨に居りますと、何をどんなにやつて宜いか判断が付きまかぬが、斯う云ふ會があつて、研究の上各自やる時は、やり易くなる、又聞く方も學校醫會で定めた問題でありますから、採用するに大變力が入ると云ふこともある、學校醫會は公けに若くは私に、度々開かるやうにした方が宜からうと思ひます、而して是は縣都市或は町村と云ふやうな小さい所までやつて宜からうと思ひます、それから規定で、學校醫が視察を記入すると云ふことで、各地の状況を見ますと非常に不完全であります、是等も機會ある毎に督勵されて勵行した方が宜からうと思ひます、學校に校醫が出まして視察簿へ何か書くと云ふことになつて居りますと視察の仕方も餘程綿密に、責任を持つて視ると何にも書かぬでも宜いと云ふ譯に参りませぬ、何にも書かぬでも宜いとなりますと、どうも疎漏に成り易い、私は私自身も經驗があります、必ず何か書く、何も無い時は、異常なして宜い、兎に角視察簿に記入することは、勵行することにした、決して校醫の負擔を徒らに多くすると云ふことにならぬと思ひます、學校を見た以上何か氣付いた事があると思ひます、此の視察簿に就て、地方或は今日

の學校職務規定等が、自然に適合しない、あゝ云ふ規定の下に視察簿に記入は出来ぬと云ふことを聞きませんが、あれは職務規定にあるからで、必ずしもさう云ふ項目に限らぬのであります、記入することが無ければ記入せぬても宜い、併し第九號の所に於て、其他衛生に關する事項とありますから、是で總べてを網羅することであり、今日の職務規定でも、視察して色々氣付いたことは、總べて記入し得る筈でありますから、今日規定の不備なるを以て記入が出来ないと云ふ口實にはなるまいと思ひます、視察簿の記入を勵行することになり、校醫の執務振が異つて來ると思ひます、出来るだけ視察簿の記入を御督勵あらんことを希望します、其他各縣の状況もありませうが、私の氣付いた事を一言して置きます。

(鳥取) 學校醫に學校衛生の興味を持たせることが必要と思ひます、それには學校衛生の智識を與へることが第一であります、講習會は年々文部省で御開始になつて居りますが、實際期間が長くて、又地理的關係から、出席仕難い點があるのであります、即ち餘程熱心家でなければ出られない、願くは今日の學校衛生講習會は、期間を短かくして科目を減じて戴きたい、さうして場所も東京に限らず、私共のやうな所でも、京都とか大阪とかに開いて戴きたい、さうしますと學校醫の出席も多くなり、又出席したものが、他に影響を與へるやうになり、一般に興味を以てやるやうになると思ひます、又出來ましたら、巡廻講演のやうなものを開いて、學校醫を指導したら宜からうと思ひます。

(岡山) 私は主として學校へ往くと云ふことが必要と思ひます、校醫は職務指定があることを知らず、村とか郡の名譽職のやうに考へて居ります、規定等は、校醫を囑託する時には是々であるから一箇月に一回は必ず出るやうにと云つたら、最低限度の學校醫の活動は出來やしないかと思ひます。

(長野) 私は斯う云ふ方法が良いと思ひます、第一、教員が活動して、種々なる學校衛生の問題、或は兒童の健康上に就て、何でも學校醫に相談すると云ふやうにすれば、教員と學校醫との聯絡も出來ます

し、校醫は責任を以てする考が出て來まして最も價值があると考へます、要するに學校醫を頭から刺戟するよりは、他の教育的方面から、相談的にやつた方が、大に活動が出來ると思ひます。

(栃木) 私も(長野)と同じやうな事を考へて居つたのであります、裏面から觀察して學校長が何等衛生上の考を持って居らぬ者が多いと思ひます、即ち校醫が適切なる衛生上の設備を要求しても、町村の豫算だの、或は經濟上の關係があるからと云つて、兎角要求を五月蠅く感ずるのであります、町村長のみならず、學校教員に衛生思想をもつと徹底したいと思ひます、それから視察簿の無い所があります、視察簿の整理が行届かぬ學校があります、兎角歴代の校長は、教授とか、管理とか云ふ方へ没頭して、學校衛生に關して、學校醫と聯絡を取るべき方法が餘り攻究されて居らぬ状態であります、此等地方の状況を御考へ下すつて、さう云ふ方面に考慮を拂ふやうにして戴きたい。

(福岡) 本問題に就きまして、文部省から巡廻講演をなして戴きたいと云ふことを希望致します、吾々の職務は尙現今過渡の時代にありますから、此職務の勵行監督と云ふことに就きましては、地方自治團體で發企してやると云ふことも、勿論必要でありますけれども、尙現今の状態に於きましては、中央の機關から督勵され、さうして吾々が、それを引受けてやることに必要と思ひます、私の縣では、縣として此講演を始めたい、それには學校衛生と教育學と體操、さう云ふ事を權威ある方に御願して遣らうと思ひますが、是も經費の關係上、實行する運に至らぬのであります、例へば文部省の方にも、吾々の機關がありますから、各縣唯一回でも宜いと思ひます、此巡廻講演をして戴けば、此問題を解決する一の助となりはしないかと思ひます。

(宮城) 私は町村長の意見を聞きましたが、學校醫は形式的に置くよりも、學校で必要の際に置いた方が宜いと云ふことを聞きました、實際私は、學校醫はさう云ふもので無いと云ふことを説明したのであります、自治體の町村長、及學務委員に學校衛生の事を分り易く説くと云ふことも必要と思ひます。

(大阪) 私共は(長野)の言はれたやうな考を持つて居ります、其方法として各學校に一名の學校衛生主任者を職員から選んで置くこと云ふ事も、可なり善い方法でないか、私の府では現に一名宛置いてあります、其任務は、學校衛生に關して學校内に於て出來た事、若くは教員間の意見を、學校醫或は學校衛生主事等に取次ぐ役をするのであります、さう云ふ者を作つて、校醫と教員と聯絡してありますと、學校衛生主事が指圖する時にも便利と思ひます、殊に屢々意見を聴くとか、教員間に起つた疑問を聴くと云ふことになつて、是等も方法の一と思ひます。

(北議長代理) 一寸私から一言します、(鳥取)の講習會に對する御希望、(福岡)の巡廻講演に對する御希望は、出來るだけ考慮を加へて行き度と思ひます、併し現在の狀況では、なか／＼手が廻り兼ねるやうであります、其の點は豫め御含を願ひます。

(栃木) 一寸講習會の事に付て、縣に依りまして講習會、學校衛生に關した事柄で講習會を開く場合、講師の派遣等は御願したら相當の御配慮を戴くことが出來ませうか。

(北議長代理) 出來るだけさう云ふ場合は盡力する積りであります。

如何であります、此問題は大分御意見もありましたから、此位にして、唯意見の交換に止めて置きたいと思ひます。

(「異議なし」と云ふ者あり)

(北議長代理) それではさう云ふことにして置きます、是で時間も參りましたから、午前は散會します。(午前十一時四十分散會)

(追加協議題)

速に學校衛生に關する法規を改正せられたきこと

(石川縣)

(説明) 是は數年前に文部省の方から各地方廳に對して、學校衛生の法規に關する改正の意見がないかと云つて意見を徴せられました、何れの縣からも随分多數に出て居ること、考へます、御承知の通り明治三十年頃に制定せられた古い法規でありますから——古いからと云つて必ずしも悪いと云ふ譯ではありますまいけれども、随分時勢に遅れて居る所があるだらうと思ひます、是に就ては各府縣に於きましても御改正になること、思ふて、随分色々の規定を拵へたいと思つて居つても躊躇して居りまして、本省で規則改正をせらるゝことを頻に希望して居る次第であります、多數の御賛成を得まして本省の方へ建議致したいと云ふ考でございます。

(北學校衛生官) 此際私共が此問題に對して今何う云ふ事をやつて居るかと云ふことを一言申して置きます、唯今(石川)から御述の通り各府縣から色々の意見が提出されたのであります、それを參照しまして私共の方で現在の時勢に適合した案を作る積りで色々と研究し、大體に於て極く草案の草案と云ふやうなものが纏つて居るのであります、併し是は色々の方面に關係の有る事でありまして中々容易に進行しないのであります、唯々其中で一番先へ進んで居りますものは傳染病豫防法の改正であります、是は流行性腦脊髄膜炎があつたために其病名を傳染病豫防法に追加したことが動機となつて、曩に學校衛生會議に諮問して其答申も既に出て居るので、それを基礎として成案が出來上り今其發布の手續中であります、其他の法規としては、學校醫設置令、學校醫の職務規程、身體検査規程、學校醫の資格と云ふやうな法規に對しては略成案は出來て居りますが、實はまだ局の手も離れないやうな次第で此から機を見て段々進行致したいと考へて居ります、左様御承知を願ひます。

(愛知) 此法規の改正に關しては殊に吾々學校衛生を發達進歩せしむる上に於て非常に必要のものがあるのであります、それで此問題は建議案として本省へ提出しまして、速に改正して戴くやうに御願したい考であります。

(高知) (愛知)に賛成を致します。

(赤司議長) 他にもう御議論がございませぬければ採決を致します、「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは採決を致します「速に學校衛生に關する法規を改正せられたきこと」之を建議することに御賛成の御方の起立を求めます。

起立者、總員

(赤司議長) 満場一致であります、次の議題に移ります。

一六、速に道府縣學校衛生主任者に關する適當なる官制を制定せられたきこと

(宮城縣)

(説明) 此問題に就きましては大正六年に山崎君より提出されまして議了に至らずして終つたのであります、大正七年に我が宮城縣から提出しまして満場一致を以て文部大臣閣下に建議をして居る問題であります、然るに今日尙ほ未だ、何等の事にもなつて居りませぬ、今更めて此必要を述ぶるに及びませぬが、由來此官制の無きために甚だ遺憾なる點が多數あるのであります、學校衛生と云ふ事が再び斯の如き轍を履むとは決して信じて居りませぬが、適當なる官制無きために、或は府縣會の決議に因て吾々の意思が左右せらるゝやうなことがあつては誠に遺憾の次第と存するのであります、是に従事して居る者を前途不安の裡に置くこと云ふことは、學校衛生を指導し監督し又其發達を促す上に於て、而も最も速に設けて貰ひたいと云ふ希望であります、どうか御賛成を願ひます。

(大阪) 一寸(宮城)に伺ひますが、此問題は恐らく皆様も御賛成だらうと思ひますが、唯賛成するだけて宜いのでありますか。

(官城) 賛成を願つて建議したのであります。

(「賛成、々々」と呼ぶ者あり)

(北學校衛生官) 此問題に就きましては昨年一昨年も諸君悉くの方から御希望がありまして、私共の方に於きましても勿論必要を感じて居ります、又諸君の今日の御境遇にも同情を致して居るのであります、斯う云ふ官制を布くと云ふことになりますと、私共今迄斯う云ふ經驗の無い者に取りましては豫想外に込入つた事情が出来るのであります、是に就ても大體の草案は出來て居りますが、まだ諸君の期待に應ずるやうな運びにはなつて居りませぬ、御希望に因りまして出來る丈け早く進行するやうに致したい考であります、左様に御承知を願ひます。

(赤司議長) 此際私からも一寸申上げて置きたいと思ふのであります、是は丁度今既に御決議になりました學校衛生に關する法規改正と云ふ事の一部として實に吾々の方では調査して居つたのであります、所が實際の狀況は只今北衛生官から説明がございました通りに、中々やつて見ますと議論が多く出て來るのであります、殊に此學校衛生法規改正の中で例へば此學校醫の職務に關する規定でありますとか或は學校醫の一人が擔任する児童數を幾人位にしたら宜いか、身體検査法を改正したい、それに就ては何う云ふ風に改正したら宜いか又一度改正した以上は統計表などは度々改正がある年々比較をする上に困難が出て來ますから、斯う云ふ統計表などの改正に就ては充分慎重に、一度拵へた以上は先づ當分變へないやうにしなければならぬ性質のものが中にはあるのであります、殊に是は私が辯護をする譯でもなんでもありません、北衛生官の處では僅かな人數でやつて居るので、中々北君は御迷惑の事と考へて居るのであります、それで此法規の方は矢張物に依つて、多少日時をかして戴いて充分纏つてから提案しなければならぬ性質のものが大分あるだらうと思ひます、唯々御承知の通り吾々の方では學校衛生の調査委員會がありますので此所の審議に懸けなければならぬと思つて居ります、成るべく急ぎまし

無いものにも添へて出すことは迷惑なやうにも考へます、それで之を建議案にはしたくないのであります。

四六

(京都) 此の問題に就ては餘り議論も無さうに思ひますから、直に採決を願ひます。

(赤司議長) 採決致して異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)御賛成の方は起立を求めます。(起立者、一人)

一五、現行小學校令第六十二條の學務委員中に學校醫を加へられたきこと

(東京府)

(説明) 現行小學校令第六十二條の學務委員中に學校醫を加へて戴きたいと云ふのが主意であります、それは吾々が學校へ參つて視察をしまして、何回同じ事を繰返しましても建築設計に對して吾々の意見を徴せられぬのでありますから不完全な校舍が出来上りまして、吾々が繰返して視察簿に書きまして、或は意見を出しても一向効果が有りませぬ、それがために學校衛生上缺陷が有りますから、此際吾々の趣意の在る所を採用せられて學校醫を學務委員中に加へて戴きたいと思ひます。

(岡山) (東京)に賛成致します。

(赤司議長) 此問題に就ては一寸私から申上げて置きたい事があります、實は私は少し疑問を持つて居るのであります、是は少し町村別や市制の側から研究をして見ませぬと、出來得る事項であるか、或は法律の改正を要する事項ではないか、私の疑問で必ずさうであるとは斷言する譯に行きませぬが、一體此の市の名譽職は殆んど總て選舉でやるのが原則であると云ふのが市、町、縣、制の凡ての立前になつて居るのであります、所が其中から除外されて居る者は警察官吏であるとか、神官、僧侶或は小學校教員で凡て被選舉權が無い、即ち名譽職に就く人の選舉權は有るけれども被選舉權が無い、隨つて意見

を述ぶる場合がない、學務委員の問題に就ては爾う云ふ風に被選舉權が無いから、教員が往つて意見を述べるこの機會が絶対に無い、そこで學務委員に學校の教員を市長が特に任命して入れると云ふ立て方になつて居ります、所が學校醫は公民として選舉せられて出るのは一向差支ないのではなからうか、小學校の教員を學務委員に入れて居ると同一に加へると云ふ御希望であると、之は法律や何かを改正する理由としては少し不十分ではないか、其邊はもう少し研究して見たいと考へて居ります、此建議案を御決議下さいまして其點だけは御含みを願ひたいと思ひます。

それでは是は明瞭な問題で御議論が無いと思ひますから採決をして宜しうございませうか、「異議なし」と呼ぶ者あり、本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

(起立者、多數)

(赤司議長) 多數でございます。

二〇、生徒兒童のトラホーム豫防に關し地方行政機關と提携する方法を本省にて講ぜられたきこと

(福岡縣)

(説明) 「トラホーム」は御承知の通り家族病であります、即ち學校の兒童生徒だけ治療するのは是は容易であります、其兒童生徒が全治しても家庭で復た傳染します、現今地方行政機關には衛生課と學務課とあります、それで此問題を少し具體的に説明致しますと、若し學校の兒童生徒が「トラホーム」に傳染しました場合に、それをば衛生課に通知して、衛生課が責任を以て其兒童の家庭の者に點眼を行つて其家庭の者を治療せしむると云ふ方法であります。今回、地方長官會議の時に「トラホーム」の撲滅と云ふ事が出て居りますが、矢張り地方に於ては、學校が中心でありますから、斯る權能

を有しまして實施するやうに、諸君の御賛同を得ましたならば、主務省に建議致したい積りでありませす。

(高知) 私共非常に賛成であります、警察醫の方が學校衛生の主事を兼ねて居る處は宜いが、主事が特別に學務課に置かれて置ります處は、萬事警察の方面と此「トラホーム」の豫防法に關しては常に提携して行かなくてはならぬ、其方法は何うしても主務省の方で内務省と一緒に地方廳の警察と學務課の方で旨くやつて行けるやうな方法を此方で打合せ御定め下さつて、即ち準則みたやうなものを拵へて御廻し下さつたならば地方の者も利用し、治療の方法がつくと考へます、私は(福岡)に賛成であります。

(北學校衛生官) 此案の御趣旨は洵に結構な事で、私も賛成を致すのであります、既に諸君も恐らく凡てが御考の事と思ひますが、唯々學校だけで「トラホーム」の治療をしても、其家庭に於て他の者から感染すると云ふやうなことで、中々學校だけの治療或は豫防のみでは效を奏しない、何時でも學校と家庭と關係を持つてやらなければならぬのであります、それで學校に「トラホーム」がありますと、それを家庭に注意して其の兒童以外の家族の者が色々豫防治療の方法を講ずると云ふやうな事は是非私共はやらなくてはならぬことであります、併し是も本省から何等かの方法を講ずることになると、是は御承知の通り文部省と内務省との交渉になりまして、唯々文部省だけ學校にあつた事柄を警察或は市町村の衛生課に通知すると云ふ事だけでは、是は一方だけの事でありまして、之を受けた警察若くは地方廳の衛生課が諸君の御期待のやうにそれを利用しなければ効力が無い話であります、寧ろ諸君の方で學務課衛生課と始終連絡を取ると云ふことにされた方が圓滑に、さうして實際形式に流れないやうな活動が出来はせぬかと思ふのであります、勿論此「トラホーム」に就ては文部省と内務省と出来るだけ提携は取る積りでありませす、斯う云ふ事を命令か何かで兩方から同じものを出すと云ふことは、餘程困難

な事情もあらうかと思ひませす、要するに此事は本省で講ずるよりも、地方廳で學務課と衛生課、或は市町村の衛生係と學務課と互に連絡を取つた方が簡便に行きはしないか、又其方が實際の功績が擧りはせぬかと考へるのであります。

(岐阜) 「トラホーム」豫防法に就ては、議會を通過して將に施行法が發布せられんとして居る時でありませすから、恐らく施行法が發布になりましたならば「トラホーム」に關して何う云ふ豫防法を講ずると云ふことが細則の中に出るのであらうと思ひませす、隨つて其細則が如何に規定されますか、是は細則が出てから議しても遅くないと思ひませす。

(福岡) 其施行細則の出来る時分に文部省の方で何か斯う云ふ風の氣脈を向ふに通じて置く、或はもう少し具體的に學校兒童の「トラホーム」と一般人民の「トラホーム」と連絡致しますやうに、此際出来る以前に於て相談して置かれんことを希望致します。

(石川) 私共の縣では明治四十三年に「トラホーム」豫防規程を拵へまして「トラホーム」豫防法が出来ましてから、大體今日の所は衛生課でやつて、書類等は學務課の方へ廻してやると云ふことになつて居ります、是は府縣で取纏めても圓滿に行きはせぬかと思ひませす。

(和歌山) 御趣意は賛成であります。

(北學校衛生官) 是の趣旨は恐らく皆賛成と思ひませすが、唯々形式は本省に建議して、本省から何か然るべき事をやつて呉れるだらうと云つて待つやうなことになるよりも、私一人の御注意までの案であります、各地が此趣旨の如くに學務課と衛生課と連絡を取つてやると云ふ申合位でやつた方が、却て適切な効果をあげる所以ではあるまいかと思ひませす。

(高知) 今御話を承りまして洵に御尤と思ひませすが、施行細則の定まる根本の時でありますから、内務省と協定して御決定されれば此上も無いこと、思ひませす。

(愛知) 此問題は北學校衛生官から御話のあつたやうに中々困難な場合もあるのでありますから、是は希望として本省へ申上げることにして、建議案とせない方が宜からうと思ひます。

(福岡) 色々御説を承りまして(愛知)説に賛成致しまして、此問題は撤回致します。

(赤司議長) 提出者から御撤回になりましたから、議題に致しませぬ、此場合一寸申上げますが、今迄可決になりました建議案の中で、字句を多少修正しないと、建議案の形にならぬのがあるかも知れませぬが、それは私の手許で便宜修正することを御許し下さいませるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

二、學校醫の地位を高め且其の手當に關し主務省に於て一定の標準を定められ

きこと

(香川縣)

(大阪) 是は一定の標準を主務省で定めて貰つて、それに據つて各府縣が手當を成るべく殖すと云ふやうな事に就て、市町村長を督勵するのに都合を宜くしやうと云ふ趣旨であらうと思ひます、併し標準を一定することを御願することは到底出来ぬと思ひます。

(京都) (大阪)の説に賛成致します、殊に一定の標準と云ふやうなことは各地方で別々にしなければならぬので、主務省で一定して貰つて、反つて迷惑を感ずる地方があるかも知れませぬから。

(岐阜) (大阪)に賛成致します。

(赤司議長) 是は過日大臣から主事會議の初めに話をされたやうに、自治團體を本位にして成るべく自治の仕事に任じて行きたい、標準を作ると云ふことは一方に於て利益が有りますが、一方に於ては是に縛られる弊害が有るのでありますから、成るべく自由の競争、團體の自覺に依て増額することにして、

寧ろ一定の標準を作ることが、旨く行つた所で一時の問題で、始終標準を變へて法律を改正するとか何とかと云ふことになり、私は學校醫の位置を高めて且つ其手當の増額を圖る、此所までは異議は無いのであります、唯一定の標準を定めると云ふことは餘程不利益——不能に了りはしないか、斯様に考へて居ります、「採決」と呼ぶ者あり、他に御意見がございませぬければ採決を致します、御賛成の方は起立を願ひます。

起立者なし

(赤司議長) それでは否決に決します。

三、明治三十一年一月勅令第二號第一條第二項を左の通改正されたきこと

交通不便なる土地にして相當の醫師を得難き場合は地方長官の認可を受け當

分の内學校醫を置かざることを得

(山口縣)

(赤司議長) 此の問題に就きましては吾々の考へて居ります點を一言申上げたならば、提出者も缺席でありますから或は之を協議題として載かなくとも、濟みはせぬかと思ひます、即ち吾々は三十一年の勅令は今改正の手續を致して居るのであります、色々委員會などに懸けなければなりません、是は如何なる形になりますか、大體は村立學校及人口五千未満の町立學校云々と云ふやうな事は皆削除して、特別の專情が在るときには、文部大臣の認可を受けて當分其學校醫を置かざることを得と云ふ位の所で唯今調査をして居るのであります、其位で御承服願へるならば第三の問題は此のまゝにして置いて載きたいと思ひます。

六、開業醫を郡學校衛生主事に囑託せるものあらは其の手當及執務狀況如何

(岡山縣)

(説明) 大變時間も切迫致しますし、當議場で伺はなくても宜しうございますから、甚だ御迷惑でも書類で送つて戴きたい。

(赤司議長) 提出者の方から唯今のやうな御希望がありますから、書面で送つて戴く事に致します。

八、小學校教員に今一層衛生上の智識と趣味とを持たしむる方法如何

(石川縣)

(説明) 是は敢て説明を要しませぬ事と存じます、どうも學校教員の衛生上の智識が少いやうに思ひますし、趣味が少いやうに思ひますが、先輩諸氏の中には何ぞ良い方法が行はれて居りますか、伺ひたいと云ふ考で提出したのであります。

(大阪) 此の問題は本年の諮問に對する答申案の中には斯う云ふ様な事がありましたので、(石川)には甚だ御氣毒でありますけれども、彼の位で別に變つた事もなからうと思ひますから、それで御満足をお願いしたいと思います。

(北學校衛生官) 御手許に學校衛生上教員の注意すべき要項如何と云ふ刷物が廻つて居りますが、是は愛媛縣教育會が主催で關西聯合教育會を開いたときに、文部省の諮問に對する答申であります、それから尙尙弱版で小學校兒童の衛生思想を養ふに最も適當なる方法如何と云ふ刷物があります、是は大正五年に東京府教育會の主催で關東聯合教育會を開いたときに、文部省の諮問に對する答申であります、此等も此案に關係があらうと思ひまして御配付を致した次第であります、又滋賀縣の八幡に山本小太郎と云ふ熱心な校醫がありますが、非常な熱心な方で、其人の工夫で學校衛生相談會を開いて、學校衛生に關する事柄に就て教員と校醫と一年に六回集つて、色々の問題に就て協議をすると云ふ案であります

て、其具體的内容は日本學校衛生協會の雜誌、又都合に依れば、帝國教育會の雜誌にも出るやも知れませぬが、それも御参照下さるやうに御注意を致して置きます。

(赤司議長) (石川)に御相談致しますが、大抵そんなやうな事で宜しうございますか。

(石川) 結構でございます。

赤司議長教育調査會に出席のため、北學校衛生官交代して議長席に就く。

九、小學校教員の身體検査に關する件

1 實地上弊害生ぜざりしか

2 結果處理の方法如何

3 検査の事項及方法如何

(石川縣)

(説明) 小學校教員の身體検査に就ては、各府縣とも色々規程を設けられて彼方此方でやつて居られるやうであります、第一は何れの縣でもそうであらうと思ひますが、種々なる弊害がありまして、例へば缺員が多くて困つて居る、其の上少數なりとも虚弱者或は考慮を要するやうな者が出て教員が少くなる甚だ困ります、第二は醫學的診斷上、肺尖加答兒の疑有る者までも、休職させるのであるか、其邊の處理方法に就ても御教示を願ひたい、第三は如何なる方法によりて検査をやりますか、醫學的診斷だけありますか。

(茨城) 是は大變廣い問題であります、時間が切迫して居りますので、各府縣から書面を以て回答することにして、先へ議事を進行しては如何です。

(山形) 次の(一〇)は私の方から提出したのでありますが、矢張各府縣の状況を聴きたいと云ふのが趣意でありますから、一括して御願致します。

(北議長代理) 一括して議題に上すことに御異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは一括して議題に供します。

一〇、學校職員に對する身體検査の趣旨を徹底せしむる方法如何 (山形縣)

(京都) 此問題に就きましては、我が京都府は比較的早く検査した處でありまして、多少経験がございますので、主要な點だけ御話致します、第一は検査の結果を極めて秘密にすると云ふ事に依て防ぎ得ると思ひます、それは私は斯う云ふやうな方法を執つて居ります、検査をして検査の用紙に記入するには殆んど符號的に記載するのであります、それは英語でも獨逸話でも或は其頭文字でも構ひませぬ、即ち書いた人以外には判らぬやうに書きます、其中検査の結果考慮を要する者、或は將來注意を要するやうな者は、其郡視學だけに話をします、其他の者は例へば郡役所の書記が來ても話させぬ、それから本人及び校長にも話させぬ、校長に話をすると漏れる虞があり又本人に話すと非常に悲觀して、却つて悪い結果を見る場合があります、然し本人に云はないと云ふのは絶對的のものではない、検査の場合、多くは治療室を使つて居りますが、一人一人來れば話すこともありますが、大抵次ぎに他の人が居るので話すことが出来ない、其場合に聴きたければ濟むまで待つて呉れと言つて後で話をすることにしております、勿論郡視學でも皆悉く言ふ必要はありませんけれども、或點にては視學に漏らすと先づ大して弊害は無いやうに思ひます、そうすると効果が無いだらうと云ふ御批難が起るかも知れませぬけれども、私の見た所では唯検査をすると言ふ事だけでも、既に小學校教員に對して刺戟にもなりますし、又検査の場合には教員が色々自分の健康上に對して質問する者があります、此の際は充分教員が得

心するまで能く説明してやる、充分好意を持つて話してやる、其の爲めに教員も喜ぶし又自己の健康にして自己に注意するやうになつて來ます、第二の結果の處理に就ては此表を以て統計に使ふものは利用し、又之れを「イロハ」別にして棚に置きます、そうして教員の轉任とか何とか言ふ場合に参考にします、さうして是は矢張何處までも秘密にして置いて、他の人には見せませぬ、鍵は自分が持つて居つて誰にも渡しませぬ、但し學務課長だけは仕方があります、第三検査項目に就きましては、大正五年第一回の検査と今日と餘り變更して居りませぬ、唯々第一回の時には呼吸器疾患に注意しなければならぬと云ふので、呼吸器の欄を設けて置きました、それを書入れますと教員自身が何か心配するやうな者がありますから、第二回目には呼吸器と云ふ文字を取つてしまつたのであります、尙御質問がありますれば後で御話致します。

(北議長代理) 御手許に菟菟版が廻つて居ります、府縣に於ける學校職員等身體検査に關する規程、是は此問題に關して御廻して置いたのでありますから、之を御覽を願ひます。——他に何か御意見がありますか——御意見がございませぬければ次に移つて宜しうございますか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは次の第十二を議題に供します。

一一、小學校に於て五感器の検査を統一せる方法にて施行するの件

(説明) 是は既に諮問事項の第二に當ると云ふ譯で説明をして置きませぬが、非常に必要な事であらうと存じて居ります、御意見を伺ひたい考であります。

(岐阜) 此問題は五感器とありますが、主として視力聴力に關する事であり、視力に關する事は容易いと思ひますが、聴力に關する問題は統一せる方法を此處に議することは困難と思ひます、併ながら

此問題は重大な問題でありますから宿題として吾々が皆やると云ふことも必要であります。出来ぬ事情もありますからして、一定の委員を選んで宿題とせられんことを希望致します。

(「賛成々々」と呼ぶ者あり)

(大阪) 委員附託説が出て居りますが、此聴力の統一と云ふ事に就て多少考へて見ましたので御参考まで御話します。聴力検査方法と云ふものは、今の所世界中聴力計と云ふものが無いやうに思ふ、今普通聴力計と謂はれるものはありますが、聴力検査方法と云ふものは、或は懐中時計を用ひたり其他色々ありますが、一定の標準を以て、何處で誰が計つても同じやうに計れると云ふものがありません。随つて人間の聴力はどの位あるか、日本人の聴力はどの位あるか、或は大人と子供とどの位聴力が違ふかと云ふことが判つたものがありませぬ、そう云ふ事を一つ定めて見たいと云ふこと、それから小學校にしても中等學校にしても、聴力問題が非常に重大な問題であるにも拘らず、聴力を計ることが出来ぬ爲めに、文部省に於ても小學校に於ては計られぬと云ふ例外例を設けて居るやうな譯で、甚だ必要であるにも拘はず行ふことが出来ぬやうになつて居ります。それが残念であると云ふことの爲めに、下らぬい智慧を絞つて彼方で御覽のやうな聴力計を拵へて見たのであります。大體御覽の通りに、珠を硝子の上に落とすと云ふことは、私が考へ付いたのであります。さうして醫科大學の耳鼻咽喉科の加藤博士の御意見を承つた處が、君の考へた以上の良い方法が無いと言はれました。大變に心強く感じまして、それから醫科大學の武井助教、是は私の友人であります。其男と相談しましてあの器械の凡て珠を落とす具合などは武井氏が考案したのであります。二人の合作であります。一番苦心した點は雑音なしに珠を落して其れ以外の音は全部消してしまはうと云ふ考であつたのであります。あれが若し距離で定めることが出来まして、普通の人耳を去ること何「センチ」で聴えるのが普通だと云ふことが判りますれば、殆んどあの器械を用ひて、さうして各地で計つたのが皆一致するやうな結果を得るであらう

と確信して居ります。今の所、私の考へたやうに結構なものであるか何うか、まだやつて見ませぬのでありますから判りませぬが、若し皆さんの方であの器械を御使ひ下さるやうな事がありましたならば、器械を拵へて御送りすることに向つて、出来るだけ努力する積りでありますから御使用を願ひます。さうしてあゝ云ふやうなもので完全に聴力が計れる、各地で同じやうに計れる標準が定まると云ふことになれば、學校衛生に對し醫學上非常に便利な事であらうと考へます。どうか御批評を願ひたいと思ひます。

(北議長代理) 御意見はありませぬか、宿題として委員付託の説は如何ですか。

(東京) 此十二の問題を宿題にしては如何と云ふ發議がありました。是に就ては私は大賛成であります。詰るところ兒童の知識の進歩に故障があつたならば、是は其子供の五感に障りがあると云ふことは申すまでもない事でありませぬ。尙私が斷定的の意見を持つて居る譯ではありませぬが、殊に低能兒と咽喉障りを有する子供、それから小學校及中學校の生徒で咽頭に故障の有る者は卒業成績が悪いと云ふことを實際的に調査したことがあります。又此後も調査して其の結果を皆様に御報告致したいと思ひますから、此の問題を宿題として戴くことは非常に宜いことと考へます。

(北議長代理) (岐阜) から委員説が出まして(大阪)(東京)の御賛成があります。御異議がなければ採決を致します。此問題を宿題として委員に付託すると云ふ御意見に賛成者は起立を願ひます。起立者、多數

十三、幼稚園醫設置規程制定の件

(宮城縣)

(説明) 小學校には學校醫を設置してありますが幼稚園にはありません。それで小學校にあつて幼稚園にない云ふのは、兩者の關係から云つて何だか物足らぬやうな氣がします。幼兒の健康と學校在

學者の連絡と云ふ事が最も必要でありますから、幼稚園醫を置く規程を拵へたいと云ふ希望を以て、提出した次第であります。

五八

(茨城) 一寸(宮城)に伺ひますが、是は矢張建議をしようかと云ふ御考ですか。

(宮城) 是は意味さへ判りましたならば、別に建議しなくても宜いのであります、本省の方へ願へるならば唯さう云ふ希望を述べて置きたい、且又各府縣で出来るならば、それは此のまゝで歸りたい積りてあります。

(茨城) それに就きまして當局の御考を伺つて置きたい。

(北議長代理) 私から申上ります、是は今日の勅令に據る學校醫と云ふやうな性質の者を置くこと云ふのは勿論地方では出来ぬのであります、本省から相當の規程を出さなければならぬ、それから地方若くは幼稚園其者が任意に醫者を囑託することならば、それは今日のまゝで出来ず、私の考では今日の學校に於ける學校醫があるやうに、幼稚園でも學校醫を置くことを規定したいと思つて居ります、斯う云ふ意見が若し纏つて、本省に建議をせらるゝならば好都合と考へて居ります。

(愛知) 建議をしたい考であります。

(京都) (愛知)に賛成致します。

(北議長代理) 採決することに御異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それで之を建議することに御賛成の方の起立を願ひます。

起立者、多數

(北議長代理) それでは左様に取計ひます、如何でせう、もう大分時間も移つて居りますが、今日は此位で止めて置きませうか、或はまだ進みませうか。

(愛知) 御言葉通り大分時間も進みましたし、此問題は是で以て打切りにして、宿題にせぬやうに決議

致したいと思ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(北議長代理) 如何です(愛知)の是で打切ると云ふ説に賛成者が大分ありますが——採決して異議ありませんか——(愛知)の説に御賛成の方は起立を願ひます。

起立者、多數

(北議長代理) 多數であります、それでは此殘餘の問題は是で打ちまして、來年復た御出しになる方は更に御提出を願ひます、本會は是で閉會致します、——一つ御報告があります、先程、問題十二の宿題の委員を申し上げます、(東京)、(京都)、(岐阜)、(岡山)、(和歌山)、(大分)、(大阪)、此七名の方に御願を致します。

(午後四時二十五分閉會)

建 議

- 一、幼稚園醫設置規程ヲ制定セラレタキコト
- 一、現行小學校令第六十二條ノ學務委員中ニ學校醫ヲ加ヘラレタキコト
- 一、速ニ道府縣學校衛生主任者ニ關スル適當ナル官制ヲ制定セラレタキコト
- 一、速ニ學校衛生ニ關スル法規ヲ改正セラレタキコト
- 一、出席督勵ノ結果靜養ヲ要スヘキ兒童ニシテ病ヲ押シテ登校スルモノ尠カラ

ザルニ依リ之ガ弊ヲ除クノ途ヲ講ゼラレタキコト

右道府縣學校衛生主事會議ノ決議ニ依リ及建議候也

大正八年六月十七日

道府縣學校衛生主事會議長 赤司鷹一郎

文部大臣 中橋徳五郎殿

大正九年八月二十五日印刷
大正九年八月二十八日發行

文部省普通學務局

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷者 小川 邦孝

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所 東京製本合資會社

電話銀座 六五〇番
六五一番
六五二番
振替東京一七、六九八番

276
277

文淵閣書目

大清光緒八年八月二十日

文淵閣書目
卷之...

終